

令和 4 年 1 2 月 6 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第26号	専決処分事項の報告について	1
議案第81号	廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例	3
議案第82号	廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例	7
議案第83号	職員の高齢者部分休業に関する条例	13
議案第84号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	15
議案第85号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第86号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第87号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第88号	廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	29
議案第89号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	31
議案第90号	廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例	33
議案第91号	廿日市市教育集会所の設置及び管理条例を廃止する条例	35
議案第92号	廿日市市地域集会所設置及び管理条例を廃止する条例	37
議案第93号	廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例を廃止する条例	39
議案第94号	廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例を廃止する条例	41
議案第95号	廿日市市老人の家設置及び管理条例を廃止する条例	43
議案第102号	廿日市市と広島県との間における行政不服審査	45

会事務の事務委託に関する規約の変更の協議に
ついて

議案第103号	広島県市町総合事務組合理約の変更について	…… 47
議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 49

(報告第 2 6 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(課 税 課)

1 専決処分した理由

令和 4 年 9 月 1 6 日課税課の職員が、廿日市市深江一丁目地内での家屋調査業務を終え、調査対象家屋の敷地から市道深江 5 号線に出るため公用車を運転して左折した際、その敷地の隣地にある隣地所有者のコンクリートブロック塀に接触し、当該塀に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 3 8, 5 0 0 円

3 専決処分年月日

令和 4 年 1 1 月 6 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 8 1 号)

廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例

(総 務 課)

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、議会を除く地方公共団体が同法の適用となることを踏まえ、開示請求に係る不開示情報の範囲、開示決定等の期限など同法の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 趣旨

条例の趣旨について規定する。

(2) 条例の実施機関

この条例の実施機関は、次に掲げる市の機関とする。

ア 市長

イ 教育委員会

ウ 選挙管理委員会

エ 公平委員会

オ 監査委員

カ 農業委員会

キ 固定資産評価審査委員会

ク 消防長

(3) 不開示情報

法令等の定めるところなどにより、公にすることができないと認められる情報について、不開示とする。

(4) 開示決定等の期限

保有個人情報の開示決定等の期限は、開示請求のあった日から 1 5 日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。

(5) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。

(6) 開示請求の手数料

ア 保有個人情報の開示請求を行う者が納めることとされる手数料は、無料とする。

イ 保有個人情報が記録されている文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成又は送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

(7) 廿日市市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

実施機関は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合などにおいて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、廿日市市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(8) 廿日市市個人情報保護条例の廃止等

廿日市市個人情報保護条例は、廃止し、廿日市市個人情報保護運営審議会の委員である者の任期は、令和5年3月31日に満了するなどの経過措置を規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、廿日市市個人情報保護運営審議会の委員である者の任期に関する経過措置については、公布の日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第14条

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、

その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(2) 個人情報の保護に関する法律

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。（以下略）

② 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

第89条

② 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に

諮問することができる。

(議案第 8 2 号)

廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例

(総 務 課)

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について調査審議する諮問機関を設置する必要性が生じたことなどを踏まえ、廿日市市情報公開条例に基づく廿日市市情報公開審査会に当該諮問機関等を統合して、新たに設置することとなる廿日市市情報公開・個人情報保護審査会の組織、調査審議の手続等について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 設置

次の事項を処理するため、審査会を置く。

ア 廿日市市情報公開条例による開示決定等に係る審査請求について、諮問に応じて、調査審議すること。

イ 個人情報の保護に関する法律による保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、諮問に応じて、調査審議すること。

ウ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める一定の場合において、諮問に応じて、調査審議すること。

エ 廿日市市議会の個人情報の保護に関する条例による開示決定等に係る審査請求について、諮問に応じて、調査審議すること。

(2) 組織

審査会は、5 人以内をもって組織する。

(3) 委員

ア 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

イ 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ウ 委員は、再任されることができる。

エ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

オ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(4) 開示決定等に係る審査請求についての審査会の調査権限

ア 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る開示決定等についての公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。

イ アの場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

ウ 諮問庁は、審査会からアの求めがあったときは、これを拒んではならない。

エ 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(5) 開示決定等に係る審査請求についての資料の提出等の通知

審査会は、(4)のエの資料の提出などがあったときは、審査請求人、参加人又は諮問庁にその旨を通知するように努めるものとする。

(6) 開示決定等に係る審査請求についての調査審議手続の非公開

審査会の行う開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。

(7) 個人情報の取扱いについての審査会の調査権限

審査会は、(1)のウの事項を処理するため必要があると認めるときは、諮問した機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(8) 罰則

(3)のエに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50

万円以下の罰金に処する。

(9) 関係条例の改正

ア 廿日市市情報公開条例の一部改正

廿日市市情報公開審査会を廃止し、廿日市市情報公開条例による開示決定等に係る審査請求について、審査会に諮問することとする。

イ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

廿日市市情報公開審査会及び廿日市市個人情報保護審査会の委員の報酬等に関する規定を削除し、審査会の委員の報酬及び費用弁償の額を次のとおり定める。

報 酬	費用弁償			
	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につ き)	食卓料 (1夜につ き)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃
1回につき 11,000 円	2,200 円	宿泊に要す る費用の額 (10,900 円を上限)	2,200 円	旅費条例の規定 の例により算出 して得た額

ウ 廿日市市手数料条例の一部改正

経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、審査会に対する提出資料の写し等の交付に係る手数料について、減免することができることとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 根拠法令

(1) 行政不服審査法

第78条

⑤ 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除する

ことができる。

第 8 1 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

③ 前節第 2 款の規定は、前 2 項の機関について準用する。この場合において、第 7 8 条第 4 項及び第 5 項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

④ 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項又は第 2 項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

(2) 個人情報の保護に関する法律

第 1 0 8 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第 1 2 9 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(3) 地方自治法

第 1 4 条

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、1 0 0 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 1 3 8 条の 4

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行

機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 8 3 号)

職員の高齢者部分休業に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

職員の定年年齢の引上げを踏まえ、高齢期職員の多様な事情に応じた働き方の選択肢を広げることを目的として、高齢者部分休業制度を導入しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 高齢者部分休業

ア 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

イ 高齢者部分休業を取得できる年齢の始期を 55 歳とする。

(2) 高齢者部分休業取得中の給与

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(3) 承認の取消し又は休業時間の短縮

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(4) 休業時間の延長

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(5) 関係条例の規定の整理

ア 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

企業職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給することとする。

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

任命権者は、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 根拠法令

地方公務員法

第26条の3 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

② 前条第2項から第4項までの規定は、高齢者部分休業について準用する。

(議案第 8 4 号)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の定年年齢の引上げに関し、次のとおり関係条例の規定の整備を行おうとするものである。

条 例 名	整 備 の 内 容
職員の定年等に関する条例	職員の定年年齢を段階的に 6 5 歳まで引き上げること、管理監督職勤務上限年齢制を導入すること、定年前再任用短時間勤務制を導入することなど必要な規定の整理を行う。
職員の給与に関する条例	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い対象職員の給料月額等を定めること、職員の定年年齢を引き上げることに伴い対象職員の給料月額を当該給料月額の 7 割水準とすることなど必要な規定の整理を行う。
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	減給対象を減給の発令の日に受ける給料とし、減給額が降給後の給料の 1 0 分の 1 を超える場合は、減給額を減らすなど必要な規定の整理を行う。
職員の分限に関する手續及び効果	管理監督職勤務上限年齢制の導入

に関する条例	に伴い、職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する措置を降給として定めるなど必要な規定の整理を行う。
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う必要な規定の整理を行う。
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	
職員の勤務時間、休暇等に関する条例	
廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	
職員の育児休業等に関する条例	管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員については、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととするなど必要な規定の整理を行う。
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員については、外国の地方公共団体の機関等に派遣しないこととするなど必要な規定の整理を行う。
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員については、公益的法人等に派遣しないこととするなど必要な規定の整理を行う。
定年前に退職する意思を有する職	職員の定年年齢を段階的に65歳

員の募集及び認定に関する条例	まで引き上げることに伴い必要な規定の整理を行う。
職員の再任用に関する条例	現行の再任用制度を廃止する。

2 施行期日

令和５年４月１日。ただし、職員の給与に関する条例の改正規定のうち昇給の基準に係る部分については令和６年４月１日、この条例の附則の一部については公布の日

(議案第 85 号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 4 年度	(イ) 令和 5 年度以降
6 月	100分の95	100分の95	100分の100
1 2 月	100分の95	100分の105	100分の100

ウ 再任用職員の勤勉手当の支給割合の改定

再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 4 年度	(イ) 令和 5 年度以降
6 月	100分の45	100分の45	100分の47.5
1 2 月	100分の45	100分の50	100分の47.5

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

号給	現 行	改正案
----	-----	-----

	円	円
1	375,000	376,000
2	422,000	422,000
3	472,000	472,000
4	533,000	533,000
5	608,000	608,000
6	710,000	710,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 4 年度	(イ) 令和 5 年度以降
6 月	100分の162.5	100分の162.5	100分の165
1 2 月	100分の162.5	100分の167.5	100分の165

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイの(イ)及びウの(イ)並びに2の(2)のイの(イ)は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)のア及び2の(2)のアは、令和4年4月1日から適用する。
- (3) 2の(1)のイの(ア)及びウの(ア)並びに2の(2)のイの(ア)は、令和4年12月1日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第 2 4 条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

行政職給料表（令和４年度改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	146100	150100	4000	2.7	195500	198500	3000	1.5	231500	234400	2900	1.3	264200	266000	1800	0.7	289700	290700	1000	0.3	319200	319200	0	0.0	362900	362900	0	0.0	408100	408100	0	0.0
2	147200	151200	4000	2.7	197300	200300	3000	1.5	233100	236000	2900	1.2	266000	267700	1700	0.6	291900	292900	1000	0.3	321400	321400	0	0.0	365500	365500	0	0.0	410500	410500	0	0.0
3	148400	152400	4000	2.7	199100	202100	3000	1.5	234600	237500	2900	1.2	267800	269200	1400	0.5	294000	295000	1000	0.3	323700	323700	0	0.0	367900	367900	0	0.0	413000	413000	0	0.0
4	149500	153500	4000	2.7	200900	203900	3000	1.5	236200	239000	2800	1.2	269900	271000	1100	0.4	296000	297000	1000	0.3	325900	325900	0	0.0	370500	370500	0	0.0	415400	415400	0	0.0
5	150600	154600	4000	2.7	202400	205400	3000	1.5	237600	240300	2700	1.1	271600	272700	1100	0.4	297900	298800	900	0.3	328100	328100	0	0.0	372400	372400	0	0.0	417300	417300	0	0.0
6	151700	155700	4000	2.6	204200	207200	3000	1.5	239300	241900	2600	1.1	273400	274500	1100	0.4	300000	300800	800	0.3	330100	330100	0	0.0	374900	374900	0	0.0	419600	419600	0	0.0
7	152800	156800	4000	2.6	206000	209000	3000	1.5	240800	243400	2600	1.1	275200	276300	1100	0.4	302200	302600	400	0.1	332300	332300	0	0.0	377200	377200	0	0.0	421700	421700	0	0.0
8	153900	157900	4000	2.6	207800	210800	3000	1.4	242400	244900	2500	1.0	277200	278300	1100	0.4	304200	304200	0	0.0	334500	334500	0	0.0	379700	379700	0	0.0	423900	423900	0	0.0
9	154900	158900	4000	2.6	209400	212400	3000	1.4	243500	246000	2500	1.0	279200	280200	1000	0.4	306100	306100	0	0.0	336400	336400	0	0.0	382100	382100	0	0.0	425900	425900	0	0.0
10	156300	160300	4000	2.6	211200	214200	3000	1.4	245000	247500	2500	1.0	281200	282200	1000	0.4	308400	308400	0	0.0	338600	338600	0	0.0	384800	384800	0	0.0	428000	428000	0	0.0
11	157600	161600	4000	2.5	213000	216000	3000	1.4	246600	249000	2400	1.0	283100	284100	1000	0.4	310600	310600	0	0.0	340600	340600	0	0.0	387400	387400	0	0.0	430100	430100	0	0.0
12	158900	162900	4000	2.5	214800	217800	3000	1.4	247900	250300	2400	1.0	285000	286000	1000	0.4	312900	312900	0	0.0	342800	342800	0	0.0	390100	390100	0	0.0	432200	432200	0	0.0
13	160100	164100	4000	2.5	216200	219200	3000	1.4	249400	251800	2400	1.0	287000	287900	900	0.3	315000	315000	0	0.0	344600	344600	0	0.0	392500	392500	0	0.0	433900	433900	0	0.0
14	161600	165600	4000	2.5	218000	221000	3000	1.4	250800	253000	2200	0.9	288900	289700	800	0.3	317100	317100	0	0.0	346600	346600	0	0.0	394800	394800	0	0.0	435700	435700	0	0.0
15	163100	167100	4000	2.5	219700	222700	3000	1.4	252100	254300	2200	0.9	290800	291200	400	0.1	319300	319300	0	0.0	348600	348600	0	0.0	397000	397000	0	0.0	437700	437700	0	0.0
16	164700	168700	4000	2.4	221500	224500	3000	1.4	253500	255500	2000	0.8	292600	292600	0	0.0	321400	321400	0	0.0	350600	350600	0	0.0	399400	399400	0	0.0	439700	439700	0	0.0
17	165900	169800	3900	2.4	223200	226100	2900	1.3	255000	256800	1800	0.7	294400	294400	0	0.0	323300	323300	0	0.0	352300	352300	0	0.0	401200	401200	0	0.0	441600	441600	0	0.0
18	167400	171200	3800	2.3	224900	227800	2900	1.3	256500	258200	1700	0.7	296400	296400	0	0.0	325300	325300	0	0.0	354300	354300	0	0.0	403200	403200	0	0.0	443400	443400	0	0.0
19	168900	172600	3700	2.2	226500	229400	2900	1.3	258200	259600	1400	0.5	298500	298500	0	0.0	327300	327300	0	0.0	356100	356100	0	0.0	405100	405100	0	0.0	445200	445200	0	0.0
20	170400	174000	3600	2.1	228100	230900	2800	1.2	260000	261100	1100	0.4	300500	300500	0	0.0	329300	329300	0	0.0	358000	358000	0	0.0	406900	406900	0	0.0	446900	446900	0	0.0
21	171700	175300	3600	2.1	229500	232200	2700	1.2	261600	262700	1100	0.4	302400	302400	0	0.0	331000	331000	0	0.0	359900	359900	0	0.0	408800	408800	0	0.0	448700	448700	0	0.0
22	174400	177800	3400	1.9	231200	233800	2600	1.1	263300	264400	1100	0.4	304500	304500	0	0.0	333100	333100	0	0.0	361800	361800	0	0.0	410600	410600	0	0.0	450200	450200	0	0.0
23	177000	180300	3300	1.9	232800	235400	2600	1.1	264900	266000	1100	0.4	306500	306500	0	0.0	335100	335100	0	0.0	363800	363800	0	0.0	412400	412400	0	0.0	451600	451600	0	0.0
24	179600	182800	3200	1.8	234400	236900	2500	1.1	266500	267600	1100	0.4	308600	308600	0	0.0	337200	337200	0	0.0	365700	365700	0	0.0	414300	414300	0	0.0	453100	453100	0	0.0
25	182200	185200	3000	1.6	235400	237900	2500	1.1	268400	269400	1000	0.4	310300	310300	0	0.0	338600	338600	0	0.0</												

行政職給料表（令和４年度改定比較表）

(単位：円、%)

号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	230100	231900	1800	0.8	281500	281500	0	0.0	328200	328200	0	0.0	366900	366900	0	0.0	383300	383300	0	0.0	405000	405000	0	0.0								
66	230800	232500	1700	0.7	282400	282400	0	0.0	328600	328600	0	0.0	367600	367600	0	0.0	383900	383900	0	0.0	405300	405300	0	0.0								
67	231700	233100	1400	0.6	283100	283100	0	0.0	329300	329300	0	0.0	368300	368300	0	0.0	384500	384500	0	0.0	405600	405600	0	0.0								
68	232700	233800	1100	0.5	284000	284000	0	0.0	330100	330100	0	0.0	369000	369000	0	0.0	385100	385100	0	0.0	405900	405900	0	0.0								
69	233400	234500	1100	0.5	285000	285000	0	0.0	330900	330900	0	0.0	369300	369300	0	0.0	385500	385500	0	0.0	406100	406100	0	0.0								
70	234000	235100	1100	0.5	285800	285800	0	0.0	331600	331600	0	0.0	369900	369900	0	0.0	386000	386000	0	0.0	406400	406400	0	0.0								
71	234500	235600	1100	0.5	286600	286600	0	0.0	332300	332300	0	0.0	370600	370600	0	0.0	386500	386500	0	0.0	406700	406700	0	0.0								
72	235200	236300	1100	0.5	287400	287400	0	0.0	333000	333000	0	0.0	371200	371200	0	0.0	387100	387100	0	0.0	407000	407000	0	0.0								
73	236000	237000	1000	0.4	288200	288200	0	0.0	333500	333500	0	0.0	371500	371500	0	0.0	387400	387400	0	0.0	407200	407200	0	0.0								
74	236600	237600	1000	0.4	288700	288700	0	0.0	334100	334100	0	0.0	372100	372100	0	0.0	387800	387800	0	0.0	407500	407500	0	0.0								
75	237200	238200	1000	0.4	289100	289100	0	0.0	334600	334600	0	0.0	372800	372800	0	0.0	388200	388200	0	0.0	407800	407800	0	0.0								
76	237700	238700	1000	0.4	289600	289600	0	0.0	335200	335200	0	0.0	373400	373400	0	0.0	388600	388600	0	0.0	408000	408000	0	0.0								
77	238400	239300	900	0.4	289800	289800	0	0.0	335500	335500	0	0.0	373800	373800	0	0.0	388900	388900	0	0.0	408200	408200	0	0.0								
78	239100	240000	900	0.4	290100	290100	0	0.0	336000	336000	0	0.0	374300	374300	0	0.0	389200	389200	0	0.0	408500	408500	0	0.0								
79	239800	240700	900	0.4	290300	290300	0	0.0	336400	336400	0	0.0	374900	374900	0	0.0	389500	389500	0	0.0	408800	408800	0	0.0								
80	240300	241200	900	0.4	290700	290700	0	0.0	336900	336900	0	0.0	375400	375400	0	0.0	389800	389800	0	0.0	409000	409000	0	0.0								
81	240800	241700	900	0.4	290900	290900	0	0.0	337300	337300	0	0.0	375900	375900	0	0.0	390000	390000	0	0.0	409200	409200	0	0.0								
82	241500	242300	800	0.3	291100	291100	0	0.0	337800	337800	0	0.0	376500	376500	0	0.0	390300	390300	0	0.0	409500	409500	0	0.0								
83	242200	242900	700	0.3	291500	291500	0	0.0	338300	338300	0	0.0	377000	377000	0	0.0	390600	390600	0	0.0	409800	409800	0	0.0								
84	242900	243400	500	0.2	291800	291800	0	0.0	338800	338800	0	0.0	377300	377300	0	0.0	390800	390800	0	0.0	410000	410000	0	0.0								
85	243500	243900	400	0.2	292100	292100	0	0.0	339100	339100	0	0.0	377700	377700	0	0.0	391000	391000	0	0.0	410200	410200	0	0.0								
86	244200	244500	300	0.1	292400	292400	0	0.0	339500	339500	0	0.0	378200	378200	0	0.0	391300	391300	0	0.0												
87	244900	245100	200	0.1	292700	292700	0	0.0	340000	340000	0	0.0	378600	378600	0	0.0	391600	391600	0	0.0												
88	245600	245600	0	0.0	293100	293100	0	0.0	340400	340400	0	0.0	379000	379000	0	0.0	391800	391800	0	0.0												
89	246100	246100	0	0.0	293400	293400	0	0.0	340700	340700	0	0.0	379400	379400	0	0.0	392000	392000	0	0.0												
90	246600	246600	0	0.0	293800	293800	0	0.0	341100	341100	0	0.0	379900	379900	0	0.0	392300	392300	0	0.0												
91	246900	246900	0	0.0	294100	294100	0	0.0	341600	341600	0	0.0	380300	380300	0	0.0	392600	392600	0	0.0												
92	247300	247300	0	0.0	294500	294500	0	0.0	342000	342000	0	0.0	380700	380700	0	0.0	392800	392800	0	0.0												
93	247600	247600	0	0.0	294700	294700	0	0.0	342200	342200	0	0.0	381000	381000	0	0.0	393000	393000	0	0.0												
94					294900	294900	0	0.0	342600	342600	0	0.0																				
95					295200	295200	0	0.0	343100	343100	0	0.0																				
96					295600	295600	0	0.0	343500	343500	0	0.0																				
97					295800	295800	0	0.0	343700	343700	0	0.0																				
98					296100	296100	0	0.0	344100	344100	0	0.0																				
99					296500	296500	0	0.0	344500	344500	0	0.0																				
100					296900	296900	0	0.0	344800	344800	0	0.0																				
101					297100	297100	0	0.0	345100	345100	0	0.0																				
102					297400	297400	0	0.0	345500	345500	0	0.0																				
103					297800	297800	0	0.0	345900	345900	0	0.0																				
104					298100	298100	0	0.0	346300	346300	0	0.0																				
105					298300	298300	0	0.0	346800	346800	0	0.0																				
106					298600	298600	0	0.0	347200	347200	0	0.0																				
107					299000	299000	0	0.0	347600	347600	0	0.0																				
108					299300	299300	0	0.0	348000	348000	0	0.0																				
109					299500	299500	0	0.0	348500	348500	0	0.0																				
110					299900	299900	0	0.0	348900	348900	0	0.0																				
111					300300	300300	0	0.0	349200	349200	0	0.0																				
112					300600	300600	0	0.0	349500	349500	0	0.0																				
113					300800	300800	0	0.0	350000	350000	0	0.0																				
114					301000	301000	0	0.0																								
115					301300	301300	0	0.0																								
116					301700	301700	0	0.0																								
117					301900	301900	0	0.0																								
118					302100	302100	0	0.0																								
119					302400	302400	0	0.0																								
120					302700	302700	0	0																								

消防職給料表（令和４年度改定比較表）

（単位：円、％）

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	169900	174500	4600	2.7	185600	190200	4600	2.5	211600	215100	3500	1.7	251300	254900	3600	1.4	294300	296300	2000	0.7	320200	321300	1100	0.3	347600	347600	0	0.0	381900	381900	0	0.0
2	171600	176200	4600	2.7	187300	191900	4600	2.5	213600	217100	3500	1.6	253100	256700	3600	1.4	296100	298100	2000	0.7	322400	323500	1100	0.3	349800	349800	0	0.0	384100	384100	0	0.0
3	173400	178000	4600	2.7	189100	193700	4600	2.4	215600	219100	3500	1.6	254900	258500	3600	1.4	298200	299900	1700	0.6	324500	325600	1100	0.3	352100	352100	0	0.0	386000	386000	0	0.0
4	175100	179700	4600	2.6	190900	195500	4600	2.4	217600	221100	3500	1.6	256700	260300	3600	1.4	300500	301900	1400	0.5	326500	327600	1100	0.3	354300	354300	0	0.0	388100	388100	0	0.0
5	176500	181100	4600	2.6	192700	197300	4600	2.4	219600	223100	3500	1.6	258400	262000	3600	1.4	302200	303600	1400	0.5	328700	329700	1000	0.3	356300	356300	0	0.0	389800	389800	0	0.0
6	178400	183000	4600	2.6	195000	199400	4400	2.3	221400	224900	3500	1.6	260200	263800	3600	1.4	304300	305500	1200	0.4	330600	331500	900	0.3	358400	358400	0	0.0	391800	391800	0	0.0
7	180200	184800	4600	2.6	197300	201600	4300	2.2	223400	226900	3500	1.6	261800	265400	3600	1.4	306300	307500	1200	0.4	332800	333200	400	0.1	360600	360600	0	0.0	393600	393600	0	0.0
8	182100	186700	4600	2.5	199600	203800	4200	2.1	225300	228800	3500	1.6	263500	267100	3600	1.4	308400	309600	1200	0.4	334800	334800	0	0.0	362800	362800	0	0.0	395400	395400	0	0.0
9	183700	188300	4600	2.5	201600	205800	4200	2.1	227400	230900	3500	1.5	264800	268200	3400	1.3	310300	311400	1100	0.4	336500	336500	0	0.0	364500	364500	0	0.0	397100	397100	0	0.0
10	185400	190000	4600	2.5	204200	208100	3900	1.9	229200	232700	3500	1.5	266400	269700	3300	1.2	312500	313600	1100	0.4	338800	338800	0	0.0	366700	366700	0	0.0	399100	399100	0	0.0
11	187100	191700	4600	2.5	206700	210600	3900	1.9	231000	234500	3500	1.5	267700	271000	3300	1.2	314600	315700	1100	0.3	341000	341000	0	0.0	368700	368700	0	0.0	401100	401100	0	0.0
12	188800	193400	4600	2.4	209200	212900	3700	1.8	232800	236300	3500	1.5	269000	272200	3200	1.2	316600	317700	1100	0.3	343300	343300	0	0.0	370900	370900	0	0.0	403200	403200	0	0.0
13	190600	195100	4500	2.4	211400	214900	3500	1.7	234600	238100	3500	1.5	270400	273500	3100	1.1	318700	319700	1000	0.3	345300	345300	0	0.0	372700	372700	0	0.0	404900	404900	0	0.0
14	192700	197100	4400	2.3	213200	216700	3500	1.6	236500	240000	3500	1.5	271800	274800	3000	1.1	320700	321600	900	0.3	347400	347400	0	0.0	374800	374800	0	0.0	407000	407000	0	0.0
15	194800	199100	4300	2.2	215000	218500	3500	1.6	238400	241900	3500	1.5	272900	275800	2900	1.1	322800	323200	400	0.1	349600	349600	0	0.0	376800	376800	0	0.0	409000	409000	0	0.0
16	196900	201100	4200	2.1	216800	220300	3500	1.6	240300	243800	3500	1.5	274200	277000	2800	1.0	324800	324800	0	0.0	351700	351700	0	0.0	378900	378900	0	0.0	411100	411100	0	0.0
17	199000	203200	4200	2.1	218700	222200	3500	1.6	241800	245300	3500	1.4	274900	277700	2800	1.0	326500	326500	0	0.0	353700	353700	0	0.0	380500	380500	0	0.0	412800	412800	0	0.0
18	201400	205300	3900	1.9	220400	223900	3500	1.6	243600	247100	3500	1.4	276300	279100	2800	1.0	328800	328800	0	0.0	355700	355700	0	0.0	382500	382500	0	0.0	414500	414500	0	0.0
19	203800	207600	3800	1.9	222300	225800	3500	1.6	245400	248900	3500	1.4	277700	280400	2700	1.0	330900	330900	0	0.0	357700	357700	0	0.0	384400	384400	0	0.0	416200	416200	0	0.0
20	206200	209900	3700	1.8	224100	227600	3500	1.6	247200	250700	3500	1.4	279000	281700	2700	1.0	333200	333200	0	0.0	359800	359800	0	0.0	386400	386400	0	0.0	417800	417800	0	0.0
21	208600	212000	3400	1.6	225800	229300	3500	1.6	248800	252300	3500	1.4	280300	283000	2700	1.0	335100	335100	0	0.0	361500	361500	0	0.0	388100	388100	0	0.0	419500	419500	0	0.0
22	210400	213800	3400	1.6	227600	231100	3500	1.5	250200	253600	3400	1.4	281500	284000	2500	0.9	337100	337100	0	0.0	363500	363500	0	0.0	390200	390200	0	0.0	421100	421100	0	0.0
23	212100	215500	3400	1.6	229400	232900	3500	1.5	251400	254800	3400	1.4	282800	285300	2500	0.9	339200	339200	0	0.0	365300	365300	0	0.0	392300	392300	0	0.0	422500	422500	0	0.0
24	213900	217300	3400	1.6	231200	234700	3500	1.5	252700	256100	3400	1.3	284300	286500	2200	0.8	341200	341200	0	0.0	367400	367400	0	0.0	394300	394300	0					

消防職給料表（令和４年度改定比較表）

(単位：円、%)

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
77	281600	282500	900	0.3	301100	301100	0	0.0	325100	325100	0	0.0	369900	369900	0	0.0	409200	409200	0	0.0	421100	421100	0	0.0	438500	438500	0	0.0				
78	282800	283700	900	0.3	302600	302600	0	0.0	326800	326800	0	0.0	371100	371100	0	0.0	409700	409700	0	0.0	421400	421400	0	0.0	438800	438800	0	0.0				
79	284000	284800	800	0.3	303800	303800	0	0.0	328400	328400	0	0.0	372300	372300	0	0.0	410300	410300	0	0.0	421700	421700	0	0.0	439100	439100	0	0.0				
80	285000	285500	500	0.2	305300	305300	0	0.0	330000	330000	0	0.0	373500	373500	0	0.0	410800	410800	0	0.0	422000	422000	0	0.0	439400	439400	0	0.0				
81	286100	286600	500	0.2	306600	306600	0	0.0	331700	331700	0	0.0	374700	374700	0	0.0	411200	411200	0	0.0	422200	422200	0	0.0	439600	439600	0	0.0				
82	287300	287700	400	0.1	308000	308000	0	0.0	333400	333400	0	0.0	375900	375900	0	0.0	411800	411800	0	0.0	422500	422500	0	0.0	439900	439900	0	0.0				
83	288600	288800	200	0.1	309100	309100	0	0.0	335000	335000	0	0.0	377000	377000	0	0.0	412300	412300	0	0.0	422800	422800	0	0.0	440200	440200	0	0.0				
84	289900	289900	0	0.0	310500	310500	0	0.0	336700	336700	0	0.0	378200	378200	0	0.0	412500	412500	0	0.0	423000	423000	0	0.0	440500	440500	0	0.0				
85	291000	291000	0	0.0	311400	311400	0	0.0	338100	338100	0	0.0	379300	379300	0	0.0	412800	412800	0	0.0	423200	423200	0	0.0	440700	440700	0	0.0				
86	292200	292200	0	0.0	312900	312900	0	0.0	339600	339600	0	0.0	379900	379900	0	0.0	413300	413300	0	0.0	423500	423500	0	0.0								
87	293100	293100	0	0.0	314200	314200	0	0.0	341100	341100	0	0.0	380400	380400	0	0.0	413600	413600	0	0.0	423800	423800	0	0.0								
88	294300	294300	0	0.0	315700	315700	0	0.0	342600	342600	0	0.0	381000	381000	0	0.0	413900	413900	0	0.0	424000	424000	0	0.0								
89	295300	295300	0	0.0	317200	317200	0	0.0	343900	343900	0	0.0	381600	381600	0	0.0	414200	414200	0	0.0	424200	424200	0	0.0								
90	296500	296500	0	0.0	318700	318700	0	0.0	345100	345100	0	0.0	382200	382200	0	0.0	414600	414600	0	0.0	424500	424500	0	0.0								
91	297600	297600	0	0.0	320100	320100	0	0.0	346400	346400	0	0.0	382800	382800	0	0.0	415000	415000	0	0.0	424800	424800	0	0.0								
92	298800	298800	0	0.0	321600	321600	0	0.0	347700	347700	0	0.0	383400	383400	0	0.0	415400	415400	0	0.0	425000	425000	0	0.0								
93	299300	299300	0	0.0	322900	322900	0	0.0	349100	349100	0	0.0	383700	383700	0	0.0	415700	415700	0	0.0	425200	425200	0	0.0								
94	300600	300600	0	0.0	324200	324200	0	0.0	350600	350600	0	0.0	384200	384200	0	0.0																
95	301700	301700	0	0.0	325600	325600	0	0.0	352100	352100	0	0.0	384800	384800	0	0.0																
96	303000	303000	0	0.0	326900	326900	0	0.0	353600	353600	0	0.0	385300	385300	0	0.0																
97	304100	304100	0	0.0	328100	328100	0	0.0	354900	354900	0	0.0	385700	385700	0	0.0																
98	305300	305300	0	0.0	329400	329400	0	0.0	356100	356100	0	0.0	386100	386100	0	0.0																
99	306500	306500	0	0.0	330700	330700	0	0.0	357200	357200	0	0.0	386700	386700	0	0.0																
100	307700	307700	0	0.0	332000	332000	0	0.0	358400	358400	0	0.0	387200	387200	0	0.0																
101	308900	308900	0	0.0	333400	333400	0	0.0	359500	359500	0	0.0	387600	387600	0	0.0																
102	309900	309900	0	0.0	334300	334300	0	0.0	360600	360600	0	0.0	388100	388100	0	0.0																
103	311000	311000	0	0.0	335400	335400	0	0.0	361700	361700	0	0.0	388700	388700	0	0.0																
104	312000	312000	0	0.0	336600	336600	0	0.0	362900	362900	0	0.0	389200	389200	0	0.0																
105	312800	312800	0	0.0	337700	337700	0	0.0	364100	364100	0	0.0	389500	389500	0	0.0																
106	313400	313400	0	0.0	338800	338800	0	0.0	364600	364600	0	0.0	389900	389900	0	0.0																
107	314000	314000	0	0.0	339800	339800	0	0.0	365200	365200	0	0.0	390400	390400	0	0.0																
108	314700	314700	0	0.0	340900	340900	0	0.0	365800	365800	0	0.0	390700	390700	0	0.0																
109	315200	315200	0	0.0	342100	342100	0	0.0	366400	366400	0	0.0	391000	391000	0	0.0																
110	315700	315700	0	0.0	343100	343100	0	0.0	366900	366900	0	0.0	391500	391500	0	0.0																
111	316200	316200	0	0.0	344100	344100	0	0.0	367400	367400	0	0.0	392000	392000	0	0.0																
112	316800	316800	0	0.0	345000	345000	0	0.0	367900	367900	0	0.0	392500	392500	0	0.0																
113	317600	317600	0	0.0	345900	345900	0	0.0	368300	368300	0	0.0	392800	392800	0	0.0																
114	318300	318300	0	0.0	346800	346800	0	0.0	368700	368700	0	0.0	393300	393300	0	0.0																
115	319000	319000	0	0.0	347800	347800	0	0.0	369300	369300	0	0.0	393800	393800	0	0.0																
116	319700	319700	0	0.0	348800	348800	0	0.0	369800	369800	0	0.0	394300	394300	0	0.0																
117	320300	320300	0	0.0	349800	349800	0	0.0	370200	370200	0	0.0	394600	394600	0	0.0																
118	321100	321100	0	0.0	350300	350300	0	0.0	370700	370700	0	0.0	395100	395100	0	0.0																
119	321800	321800	0	0.0	350900	350900	0	0.0	371300	371300	0	0.0	395600	395600	0	0.0																
120	322600	322600	0	0.0	351500	351500	0	0.0	371800	371800	0	0.0	396100	396100	0	0.0																
121	323200	323200	0	0.0	351800	351800	0	0.0	372000	372000	0	0.0	396500	396500	0	0.0																
122	323500	323500	0	0.0	352200	352200	0	0.0	372500	372500	0	0.0	397000	397000	0	0.0																
123	324000	324000	0	0.0	352700	352700	0	0.0	373000	373000	0	0.0	397400	397400	0	0.0																
124	324500	324500	0	0.0	353100	353100	0	0.0	373400	373400	0	0.0	397900	397900	0	0.0																
125	324800	324800	0	0.0	353500	353500	0	0.0	373900	373900	0	0.0	398300	398300	0	0.0																
126					353900	353900	0	0.0	374400	374400	0	0.0																				
127					354400	354400	0	0.0	374900	374900	0	0.0																				
128					354800																											

(議案第 8 6 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 4 年度	(イ) 令和 5 年度以降
6 月	100分の215	100分の215	100分の220
1 2 月	100分の215	100分の225	100分の220

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(イ)は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 2の(ア)は、令和4年12月1日から適用する。

4 根拠法令

地方自治法

第 2 0 3 条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他

の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 87 号)

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

職員の給与に関する条例の給料表及び勤勉手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定

給料表を、行政職給料表の改定に準じて改定する。

(2) 期末手当の支給割合の改定

一般職の職員の期末手当に勤勉手当を併せた支給割合の改定率を考慮して、期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100 分の 122.5	100 分の 125
1 2 月	100 分の 122.5	100 分の 125

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなけれ

ばならない。

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	146100	150100	4000	2.7	195500	198500	3000	1.5	231500	234400	2900	1.3
2	147200	151200	4000	2.7	197300	200300	3000	1.5	233100	236000	2900	1.2
3	148400	152400	4000	2.7	199100	202100	3000	1.5	234600	237500	2900	1.2
4	149500	153500	4000	2.7	200900	203900	3000	1.5	236200	239000	2800	1.2
5	150600	154600	4000	2.7	202400	205400	3000	1.5	237600	240300	2700	1.1
6	151700	155700	4000	2.6	204200	207200	3000	1.5	239300	241900	2600	1.1
7	152800	156800	4000	2.6	206000	209000	3000	1.5	240800	243400	2600	1.1
8	153900	157900	4000	2.6	207800	210800	3000	1.4	242400	244900	2500	1.0
9	154900	158900	4000	2.6	209400	212400	3000	1.4	243500	246000	2500	1.0
10	156300	160300	4000	2.6	211200	214200	3000	1.4	245000	247500	2500	1.0
11	157600	161600	4000	2.5	213000	216000	3000	1.4	246600	249000	2400	1.0
12	158900	162900	4000	2.5	214800	217800	3000	1.4	247900	250300	2400	1.0
13	160100	164100	4000	2.5	216200	219200	3000	1.4	249400	251800	2400	1.0
14	161600	165600	4000	2.5	218000	221000	3000	1.4	250800	253000	2200	0.9
15	163100	167100	4000	2.5	219700	222700	3000	1.4	252100	254300	2200	0.9
16	164700	168700	4000	2.4	221500	224500	3000	1.4	253500	255500	2000	0.8
17	165900	169800	3900	2.4	223200	226100	2900	1.3	255000	256800	1800	0.7
18	167400	171200	3800	2.3	224900	227800	2900	1.3	256500	258200	1700	0.7
19	168900	172600	3700	2.2	226500	229400	2900	1.3	258200	259600	1400	0.5
20	170400	174000	3600	2.1	228100	230900	2800	1.2	260000	261100	1100	0.4
21	171700	175300	3600	2.1	229500	232200	2700	1.2	261600	262700	1100	0.4
22	174400	177800	3400	1.9	231200	233800	2600	1.1	263300	264400	1100	0.4
23	177000	180300	3300	1.9	232800	235400	2600	1.1	264900	266000	1100	0.4
24	179600	182800	3200	1.8	234400	236900	2500	1.1	266500	267600	1100	0.4
25	182200	185200	3000	1.6	235400	237900	2500	1.1	268400	269400	1000	0.4
26	183900	186900	3000	1.6	236900	239400	2500	1.1	270200	271200	1000	0.4
27	185500	188500	3000	1.6	238300	240700	2400	1.0	271900	272900	1000	0.4
28	187200	190200	3000	1.6	239500	241900	2400	1.0	273600	274600	1000	0.4
29	188700	191700	3000	1.6	240700	243100	2400	1.0	275300	276200	900	0.3
30	190400	193400	3000	1.6	241900	244100	2200	0.9	277000	277900	900	0.3
31	192200	195200	3000	1.6	242900	245100	2200	0.9	278800	279700	900	0.3
32	193900	196900	3000	1.5	244100	246100	2000	0.8	280300	281200	900	0.3
33	195500	198500	3000	1.5	245400	247200	1800	0.7	281800	282400	600	0.2
34	196900	199900	3000	1.5	246400	248100	1700	0.7	283700	284100	400	0.1
35	198400	201400	3000	1.5	247600	249000	1400	0.6	285500	285700	200	0.1
36	199900	202900	3000	1.5	248900	250000	1100	0.4	287400	287400	0	0.0
37	201200	204200	3000	1.5	249800	250900	1100	0.4	289000	289000	0	0.0
38	202500	205500	3000	1.5	251100	252200	1100	0.4	290700	290700	0	0.0
39	203700	206700	3000	1.5	252300	253400	1100	0.4	292500	292500	0	0.0
40	205000	208000	3000	1.5	253600	254700	1100	0.4	294300	294300	0	0.0
41	206300	209300	3000	1.5	255000	256000	1000	0.4	295800	295800	0	0.0
42	207600	210600	3000	1.4	256400	257400	1000	0.4	297500	297500	0	0.0
43	208900	211900	3000	1.4	257600	258600	1000	0.4	299000	299000	0	0.0
44	210200	213200	3000	1.4	258800	259800	1000	0.4	300600	300600	0	0.0
45	211300	214300	3000	1.4	260000	260900	900	0.3	302200	302200	0	0.0
46	212600	215600	3000	1.4	261200	262100	900	0.3	303900	303900	0	0.0
47	213900	216900	3000	1.4	262500	263400	900	0.3	305500	305500	0	0.0
48	215200	218200	3000	1.4	263600	264500	900	0.3	307200	307200	0	0.0
49	216300	219200	2900	1.3	264700	265600	900	0.3	308100	308100	0	0.0
50	217400	220300	2900	1.3	265800	266600	800	0.3	309600	309600	0	0.0
51	218400	221300	2900	1.3	267100	267800	700	0.3	311100	311100	0	0.0
52	219500	222300	2800	1.3	268400	268900	500	0.2	312700	312700	0	0.0
53	220600	223300	2700	1.2	269400	269900	500	0.2	314300	314300	0	0.0
54	221600	224200	2600	1.2	270500	270900	400	0.1	315900	315900	0	0.0
55	222500	225100	2600	1.2	271800	272000	200	0.1	317500	317500	0	0.0
56	223500	226000	2500	1.1	273100	273100	0	0.0	319000	319000	0	0.0
57	223800	226300	2500	1.1	274000	274000	0	0.0	320500	320500	0	0.0
58	224600	227100	2500	1.1	275000	275000	0	0.0	321700	321700	0	0.0
59	225400	227800	2400	1.1	275900	275900	0	0.0	322900	322900	0	0.0
60	226100	228500	2400	1.1	277000	277000	0	0.0	324100	324100	0	0.0
61	226800	229200	2400	1.1	278100	278100	0	0.0	324800	324800	0	0.0
62	227800	230000	2200	1.0	279100	279100	0	0.0	325700	325700	0	0.0
63	228600	230700	2100	0.9	280000	280000	0	0.0	326500	326500	0	0.0
64	229400	231300	1900	0.8	281000	281000	0	0.0	327300	327300	0	0.0

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	230100	231900	1800	0.8	281500	281500	0	0.0	328200	328200	0	0.0
66	230800	232500	1700	0.7	282400	282400	0	0.0	328600	328600	0	0.0
67	231700	233100	1400	0.6	283100	283100	0	0.0	329300	329300	0	0.0
68	232700	233800	1100	0.5	284000	284000	0	0.0	330100	330100	0	0.0
69	233400	234500	1100	0.5	285000	285000	0	0.0	330900	330900	0	0.0
70	234000	235100	1100	0.5	285800	285800	0	0.0	331600	331600	0	0.0
71	234500	235600	1100	0.5	286600	286600	0	0.0	332300	332300	0	0.0
72	235200	236300	1100	0.5	287400	287400	0	0.0	333000	333000	0	0.0
73	236000	237000	1000	0.4	288200	288200	0	0.0	333500	333500	0	0.0
74	236600	237600	1000	0.4	288700	288700	0	0.0	334100	334100	0	0.0
75	237200	238200	1000	0.4	289100	289100	0	0.0	334600	334600	0	0.0
76	237700	238700	1000	0.4	289600	289600	0	0.0	335200	335200	0	0.0
77	238400	239300	900	0.4	289800	289800	0	0.0	335500	335500	0	0.0
78	239100	240000	900	0.4	290100	290100	0	0.0	336000	336000	0	0.0
79	239800	240700	900	0.4	290300	290300	0	0.0	336400	336400	0	0.0
80	240300	241200	900	0.4	290700	290700	0	0.0	336900	336900	0	0.0
81	240800	241700	900	0.4	290900	290900	0	0.0	337300	337300	0	0.0
82	241500	242300	800	0.3	291100	291100	0	0.0	337800	337800	0	0.0
83	242200	242900	700	0.3	291500	291500	0	0.0	338300	338300	0	0.0
84	242900	243400	500	0.2	291800	291800	0	0.0	338800	338800	0	0.0
85	243500	243900	400	0.2	292100	292100	0	0.0	339100	339100	0	0.0
86	244200	244500	300	0.1	292400	292400	0	0.0	339500	339500	0	0.0
87	244900	245100	200	0.1	292700	292700	0	0.0	340000	340000	0	0.0
88	245600	245600	0	0.0	293100	293100	0	0.0	340400	340400	0	0.0
89	246100	246100	0	0.0	293400	293400	0	0.0	340700	340700	0	0.0
90	246600	246600	0	0.0	293800	293800	0	0.0	341100	341100	0	0.0
91	246900	246900	0	0.0	294100	294100	0	0.0	341600	341600	0	0.0
92	247300	247300	0	0.0	294500	294500	0	0.0	342000	342000	0	0.0
93	247600	247600	0	0.0	294700	294700	0	0.0	342200	342200	0	0.0
94					294900	294900	0	0.0	342600	342600	0	0.0
95					295200	295200	0	0.0	343100	343100	0	0.0
96					295600	295600	0	0.0	343500	343500	0	0.0
97					295800	295800	0	0.0	343700	343700	0	0.0
98					296100	296100	0	0.0	344100	344100	0	0.0
99					296500	296500	0	0.0	344500	344500	0	0.0
100					296900	296900	0	0.0	344800	344800	0	0.0
101					297100	297100	0	0.0	345100	345100	0	0.0
102					297400	297400	0	0.0	345500	345500	0	0.0
103					297800	297800	0	0.0	345900	345900	0	0.0
104					298100	298100	0	0.0	346300	346300	0	0.0
105					298300	298300	0	0.0	346800	346800	0	0.0
106					298600	298600	0	0.0	347200	347200	0	0.0
107					299000	299000	0	0.0	347600	347600	0	0.0
108					299300	299300	0	0.0	348000	348000	0	0.0
109					299500	299500	0	0.0	348500	348500	0	0.0
110					299900	299900	0	0.0	348900	348900	0	0.0
111					300300	300300	0	0.0	349200	349200	0	0.0
112					300600	300600	0	0.0	349500	349500	0	0.0
113					300800	300800	0	0.0	350000	350000	0	0.0
114					301000	301000	0	0.0				
115					301300	301300	0	0.0				
116					301700	301700	0	0.0				
117					301900	301900	0	0.0				
118					302100	302100	0	0.0				
119					302400	302400	0	0.0				
120					302700	302700	0	0.0				
121					303100	303100	0	0.0				
122					303300	303300	0	0.0				
123					303600	303600	0	0.0				
124					303900	303900	0	0.0				
125					304200	304200	0	0.0				

(議案第 88 号)

廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

廿日市市佐方会館に廿日市市ふれあいプラザの機能を集約することなどに伴い、次のとおり位置及び使用料に係る規定の改正などを行おうとするものである。

- (1) 廿日市市佐方会館の位置を次のとおり変更する。

現 行	改 正 案
廿日市市佐方本町 3 番 1 4 号	廿日市市佐方本町 2 番 1 1 号

- (2) 廿日市市佐方会館の使用料を次のとおり定める。

区分	単位	使用料
第 1 会議室	1 時間までごとに	1 5 0 円
第 2 会議室	1 時間までごとに	8 0 円
調理室	1 時間までごとに	7 0 円
備考 利用者が会館の設置の目的以外に利用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ 4 を乗じて得た額とする。		

- (3) 廿日市市ふれあいプラザ設置及び管理条例を廃止する。
(4) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

- (2) 準備行為

この条例による改正後の廿日市市佐方会館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表に規定にする第 1 会議室、第 2 会議室又は調理室に係る利用の許可、使用料の徴収その他利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の規定の例により行う

ことができる。

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 89 号)

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

広島県による放置艇解消のための基本方針の見直しに伴い、プレジャーボートの係留を目的とする管理漁港施設の目的外使用に係る使用料の徴収開始時期を次のとおり延期しようとするものである。

現 行	改 正 後
令和 5 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 9 0 号)

廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例

(健康福祉総務課)

1 提案の要旨

- (1) 廿日市市吉和診療所において交付する診断書等の手数料に、新たに死体検案書の手数を次のとおり定めようとするものである。

区分	単位	手数料
死体検案書	1 通につき	3, 3 0 0 円

- (2) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 1 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 9 1 号)

廿日市市教育集会所の設置及び管理条例を廃止する条例

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

教育集会所（佐方教育集会所及び河津原教育集会所）に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市教育集会所の設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 9 2 号)

廿日市市地域集会所設置及び管理条例を廃止する条例

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

廿日市市地域集会所（廿日市市花原集会所）に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市地域集会所設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 9 1 号説明書に同じ。

(議案第 9 3 号)

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例を廃止する
条例

(健康福祉総務課)

1 提案の要旨

廿日市市大野福祉保健センターに関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 9 1 号説明書に同じ。

(議案第 9 4 号)

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例を廃止する
条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

廿日市市保健福祉研修センターに関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 9 1 号説明書に同じ。

(議案第 9 5 号)

廿日市市老人の家設置及び管理条例を廃止する条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

廿日市市老人の家に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市老人の家設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 9 1 号説明書に同じ。

(議案第 102 号)

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務
委託に関する規約の変更の協議について

(総 務 課)

1 提案の要旨

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、同法の開示、訂正及び利用停止等の規定が地方公共団体の機関に適用されること及び廿日市市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、委託事務から除かれている事務のうち、廿日市市個人情報保護条例に基づく処分に係るものを個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係るものに変更することについて、広島県と協議しようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 252 条の 2 の 2

③ 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。(以下略)

第 252 条の 1 4

② 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

③ 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。

(議案第 103 号)

広島県市町総合事務組合理約の変更について

(人 事 課)

1 提案の要旨

事務の受託に関する規定を整備することを目的に、広島県市町総合事務組合理約を変更することについて、関係地方公共団体と協議しようとするものである。

2 変更の内容

広島県市町総合事務組合は、共同処理する事務について、広島県及び広島県内の市町が組織する一部事務組合及び広域連合から事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができることとする。

3 施行期日

令和 5 年 1 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 104 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者の指定期間が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

(3) 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

